

事務連絡  
令和7年3月25日

各区市町村重層的支援体制整備事業 御担当者 様

東京都福祉局生活福祉部企画課

令和7年度重層的支援体制整備事業に係る交付基準額の見直し等について

平素より東京都の福祉行政に御理解と御協力を賜りまして、誠にありがとうございます。  
すでにご案内のとおり、令和7年3月12日に「令和6年度社会・援護局関係主管課長会議」資料が、厚生労働省ホームページに掲載されています。  
こちらの概要について、ご説明させていただきます。

令和6年度 社会・援護局関係主管課長会議資料  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_52773.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_52773.html)

資料6 地域福祉課、地域共生社会推進室、生活困窮者自立支援室、成年後見制度利用促進室、消費生活協同組合業務室 10/190 ページ～22/190 ページ及び連絡事項 P. 48～P. 62

このなかでは、多機関協働事業等に係る交付基準額の見直し（連絡事項 P. 55）及び移行準備事業に係る交付基準額の見直し（連絡事項 P. 59）が示されています。

厚生労働省は『重層的支援体制整備事業は、包括的な支援体制を整備するための手段の1つであり、これまで高齢・障害・子ども・生活困窮それぞれの分野において実施されていた相談支援や地域づくりに係る既存制度等を最大限に活用することを前提に、これらだけでは十分に対応できなかった支援ニーズを把握した上で、その課題を解決し、人口減少社会にあっても包括的な支援を行い続けるための「体制を整備する」事業である。』『既存制度等においてそのままでは対応が困難な具体的な課題が生じており、地域住民を含む幅広い関係機関等の合意のもと、それを解決する手段として、重層的支援体制整備事業を実施することが適当であると決定した場合に実施すべき事業』（連絡事項 P. 52）であるとし、『重層的支援体制整備事業でなければ対応できない支援対象者がどの程度存在するのかのニーズ把握がなされないまま、既存制度等での対応を最大限広げることなく、解決すべき課題も十分に把握・分析せずに、重層的支援体制整備事業の実施自体が目的化され、このために事業が形骸化し、事業実施の効果を感じられていない市町村が多い。』と述べています。

こうしたことから、『社会福祉法第106条の4及びその事業趣旨を踏まえて、事業の質の向上及び適切な運用並びに市町村全体の包括的な支援体制の整備の支援の強化等を図ることとする。』（連絡事項 P. 51）とし、重層的支援体制整備事業の実施においては、実施する必要があるか又は実施することによる効果が期待できるか、事業の実施に係るプロセスや効果の検証が重視されています。

「（3）重層的支援体制整備事業交付金に係る見直し」（連絡事項 P. 54～）では、重層的支援体制整備事業交付金の交付に関し、以下①～④の対応を行うこととする、としています。

- ① 重層的支援体制整備事業実施の必要性の確認
- ② 多機関協働事業等に係る交付基準額の見直し
- ③ 多機関協働事業等による支援実績件数の公表、支援実績件数が少ない場合の状況確認
- ④ 多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業・参加支援事業の重層的支援体制整備事業実施要綱における取扱いの明確化

また、重層的支援体制整備事業への移行準備事業についても、「3. 重層的支援体制整備事業への移行準備事業の適切な運用」（連絡事項 P. 59～）に、令和7年度の補助金交付について記載されています。

そのうえで、『重層的支援体制整備事業交付金も、スタートアップ支援としての性格を有するものであり、特に多機関協働事業等に対する交付は、社会福祉法上予算の範囲内で行われることになっており、恒久的な措置とはなっていない。多機関協働事業等に要する費用への交付は、事業開始初期に重点的に交付を行いつつ、一定期間経過時点においては、交付終了又はそれ以降の交付は必要な費用に限定して行うものであることに留意すること。なお、この場合の一定期間とは、例えば、地域福祉計画の計画期間等が考えられるが、具体的な期間や一定期間経過後の必要な費用への見直しについては、令和8年度以降の重層的支援体制整備事業交付金の交付に際して提示する方針である。』（連絡事項 P. 58）とされています。

このほかとして、「4. 包括的な支援体制の整備に向けた都道府県による後方支援の強化」（連絡事項 P. 60～）、「5. 包括的な支援体制の整備に係る人材育成研修の実施」（連絡事項 P. 61～）が記載されています。

つきましては、重層的支援体制整備事業の実施、未実施に関係なく、すべての区市町村におきまして、ご案内の社会・援護局関係主管課長会議資料について、ご確認いただけますよう、お願いいたします。

都としては、こうした内容を踏まえ、厚生労働省に対し、担当官による説明会を開催するよう依頼しております。これまでのスケジュールでは、7月上旬に、事前協議依頼が国から発出されているため、それよりも前に説明会が開催できるよう、調整を行っております。

引き続き、情報収集を行うとともに、各御担当者様に情報提供できるよう、努めてまいります。

記

#### 1 多機関協働事業等に係る交付基準額の見直し（連絡事項 P. 55）

- 財務省の予算執行調査の結果や、令和6年3月の社会・援護局関係主管課長会議資料において示した、多機関協働事業等における人員配置状況についてのアンケート調査結果を踏まえ、下表のとおり交付基準額の見直しを行うこととする。

なお、この交付基準額は、多機関協働事業等の実施状況や実施効果等にあわせ、次年度以降も必要に応じて見直しを行う予定である。

(単位：千円)

市町村人口規模（※）	交付基準額		
	令和6年度まで	令和7年度から	差額
1万人未満	25,300	15,000	▲ 10,300
1万人以上～3万人未満	28,000	18,000	▲ 10,000
3万人以上～5万人未満	31,000	21,000	▲ 10,000
5万人以上～10万人未満	33,800	25,000	▲ 8,800
10万人以上～20万人未満	42,000	30,000	▲ 12,000
20万人以上～30万人未満	50,500	35,000	▲ 15,500
30万人以上～40万人未満	56,000	40,000	▲ 16,000
40万人以上～50万人未満		50,000	▲ 6,000
50万人以上	61,800	55,000	▲ 6,800

## 2 移行準備事業に係る交付基準額の見直し（連絡事項 P, 59）

- 重層的支援体制整備事業への移行準備事業についても、同事業を経て重層的支援体制整備事業を開始した市町村であっても、2（1）で示した重層的支援体制整備事業実施にあたってのプロセスが踏まれておらず、十分な実施効果を感じられていない市町村があることを踏まえ、令和7年度の補助金交付にあたっては、
  - ・ 地域住民も含めた関係機関等とともに、自らの市町村でどのような包括的な支援体制を整備するかを検討した際の検討体制及び議事録等の検討結果
  - ・ 重層的支援体制整備事業の対象となる、既存制度や事業で対応できない者の対象像、地域内の支援ニーズ（想定人数）及びその把握方法
  - ・ 同体制の整備にあたり、既存の相談支援機関や地域づくりに関する取組等の中で対応できていることや、対応にあたっての課題の把握・分析結果
  - ・ 上記の課題に照らし、既存制度や事業において実施できない理由及び重層的支援体制整備事業の実施が必要と判断し、重層的支援体制整備事業への移行準備を行うこととした理由が確認できる資料の提出を求めるとともに、5に記載する研修の修了を要件とする。  
(年度末までに研修の修了が確認できない場合は、交付決定を取り消す。)
- また、補助基準額についても、下表のとおり見直すこととする。

(単位：千円)

市町村人口規模（※）	交付基準額		
	令和6年度まで	令和7年度から	差額
1万人未満	6,300	5,000	▲ 1,300
1万人以上～3万人未満	7,000	6,000	▲ 1,000
3万人以上～5万人未満	7,800	7,000	▲ 800
5万人以上～10万人未満	8,500	8,000	▲ 500
10万人以上～20万人未満	10,500	10,000	▲ 500
20万人以上～30万人未満	12,600	12,000	▲ 600
30万人以上～40万人未満	14,000	13,000	▲ 1,000
40万人以上～50万人未満		13,500	▲ 500
50万人以上	15,500	15,000	▲ 500

担 当  
 東京都福祉局 生活福祉部 企画課 藤原  
 直通 03-5320-4062